

令和5年度第2回文化財調査委員会議 会議録

- 1 会議名 令和5年度第2回文化財調査委員会議
- 2 開催日時 令和6年3月22日（金） 午前10時から午前11時30分まで
- 3 開催場所 花泉支所 4階東大会議室
- 4 出席者
 - (1) 委員 工藤武委員、大島晃一委員、千葉信胤委員、西幸子委員
佐々木繁喜委員、山川純一委員、及川雅晴委員、佐野修弘副委員長、
千葉浩委員、菅原良太委員、山崎司朗委員、千葉栄一委員、
海野哲彦委員、八巻徹委員長、金野壮委員
※欠席者 菊池薫委員
 - (2) 事務局 時枝直樹教育長、及川和也教育部長、氏家克典文化財課長、
金野修文化財課長補佐兼文化財係長、菅原孝明文化財課学芸主査、
畠山篤雄文化財調査研究員、東資子文化財調査研究員

5 議題

- (1) 令和5年度文化財保護事業の実施状況について
- (2) 令和6年度文化財保護行政の方針及び事業計画等について

6 公開、非公開の別 公開

7 傍聴者 0人

8 時枝直樹教育長挨拶

おはようございます。私は、昨年10月29日から教育長の職に就きました、時枝直樹です。どうぞよろしくお願ひします。

本日は、お忙しいところ文化財調査委員会議にお集まりいただきまして、ありがとうございます。令和5年度の第2回目の会議となります。文化財調査委員の皆様には、日頃より本市の文化財保護行政への提言や文化財調査などに御協力を賜わり、非常に感謝しているところです。

前任である小菅教育長から、文化財に関して多くの時間をかけて引継ぎを行いました。「平泉の文化遺産」世界遺産拡張登録について、昨年8月末に柳之御所のみを推薦資産とすることから、骨寺村荘園遺跡の世界遺産拡張登録を目指す取組が一区切りとなり、その影響にある背景等について、時間を取って引継ぎを行い、着任したところであります。着任しまして、本寺地区の皆さんにお会いした時に、そのことが本寺地区の地域づくりに大きな影響を与えていることを実感しています。現在、文化財課、骨寺荘園室の職員は、本寺地区への支援に力を入れて取り組んでいるところです。そこを始めとしま

して、文化財の持つ力とか文化財が地域の活性化にかなり関わっているということを改めて認識しながら、教育行政を進めていくところであります。

本日は、令和5年度事業の事業状況についての報告と令和6年度の文化財保護行政の方針と事業計画について審議をしていただきたいと思います。

本日は、皆様からの貴重な御意見、御提言をいただきまして、できる限り本市の文化財保護行政に反映してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

9 審議内容

(1) 令和5年度文化財保護事業の実施状況について

資料に基づき事務局から説明を行った。以下、質疑応答等。

委員 発掘の報告について、出土品の鍛造とはどういうものか。

事務局 鍛造品とは、鍛冶屋で刀を作る時と同じように、鉄を叩いて成型したものである。また、鑄造品とは、金属、鉄を溶かし液体にしたものを型に流し込んだものである。鉄磬は鑄造である。

委員 鉄磬という大変重要な物が出土されたようだが、最初駒形根神社境内から、灯明皿（かわらけ）が出土し、この時点では重要な場所という位置付けだったが、ほぼ同時期に鉄磬が出土しており、それが仏具ということで宗教的な場所であるとのことから場所の捉え方のニュアンスが大きく変わっている。灯明皿と鉄磬をセットとして、即座に県や学識経験者の耳に入れておけば、今回の世界遺産拡張登録の推薦書作成においても状況が変わったのではないか。その点についてお聞きしたい。

また、今後市が調査をすることが困難であれば、県や埋蔵文化財センターなどに調査支援を依頼することは可能か。

事務局 まず世界遺産の関係だが、世界遺産そのもの、評価するものは不動産が対象である。その場所あるいはその場所に付随する遺跡、建造物を評価するので、遺物がたくさん出たとして、動産としては直接世界遺産としての価値を示すものではない。世界遺産委員会はこの部分は評価しない。物が出ることによって、顕著な普遍的価値を説明する証拠が増えたということになる。これをもって、すぐに推薦書に入れ込みましょうということにはならない。まだまだ調査研究を積み重ねなければならないと考えている。

調査を県や埋蔵文化財センターに依頼することに関しては、通常は市町村が責任を持って調査を実施するものである。例えば、調査を実施する職員がないなどの理由で支援を受ける場合はあるが、その場合も費用の負担は生じる。今すぐに調査を依頼することは考えていない。成果が出たことを相談、指導を

受けることは現在でも行っているところ。

委員 不動産とは、例えば、建物跡などか。

事務局 世界遺産の資産として認められているものは、例えば建物跡などである。今回の確認調査では、遺構は見つかっていない。

委員 鉄磬の保存処理の関係で、非常に風化が進んでいるということで心配だが、最終的な保存処理のイメージがつかない。脱塩処理だけで終わっているのか、何か形を抑えるために、特別な処理をするのか。

事務局 資料にもあるが、保存処理業務を奈良県の元興寺文化財研究所総合文化財センターに委託している。現在は、錆や小石などを除去しクリーニングを行っているところ。右下の破損している箇所は、崩れた部分を集め、樹脂で固めて元の形になるように作業を進めている。これが完了した時点で、含侵処理をして劣化状況を防いでいくことになる。保存については、乾燥材を入れたケースの中で行っていく予定としている。

委員 4ページの埋蔵文化財包蔵地照会の開発行為について、太陽光パネルの設置が多かったとの説明を受けたが、実際に埋蔵文化財包蔵地の保存に差し支えるような申請はあったのか。

事務局 埋蔵文化財包蔵地の位置付けは、埋蔵文化財がある又は可能性がある範囲を指すが、所要の手続を行っていただければ、開発してもよいという場所でもある。照会は618件あったが、この照会は埋蔵文化財包蔵地に該当するかしないかを行うもので、該当した場合に試掘調査や工事立会が必要となった件数が13件あったというもの。実際に埋蔵文化財包蔵地に該当する箇所で開発行為が行われている割合は高くない。今年度、埋蔵文化財包蔵地に該当した箇所について、破壊の恐れのある行為はない。

委員 遺跡遺物に影響を与えるような申請はなかったということか。

事務局 その通り。

委員 千葉胤秀旧宅について、現状は屋根の雨漏り、雨戸が開けっ放し、ガラスの窓が割れている。雨風が室内に入り込んでいる状況。指定文化財なので、市が責任を持って保存するという位置付けなので、まずは、簡単にできる修繕を優先すべきではないか。

事務局 屋根の修繕など、予算規模的に実施可能な改修についても検討している。

委員 大規模工事とか、解体してくれということではないので、放置せずにせめて雨風を凌ぐ措置をお願いします。これは意見である。

委員 骨寺村荘園遺跡について、令和6年度以降の骨寺荘園室の体制は引き続きの

ものか、又は何らかの変化があるのか、今後の骨寺関連事業について、どのようになるのか。

事務局 骨寺荘園室の体制については、引き続き調査研究、地域支援を行っていくため、令和6年度の変更はない。教育委員会としては、今後も体制を変更する予定はないが、市の組織機構を決定する市長部局との調整により変更になることもある。現在の見解では、引き続き体制を維持していく。

委員 今まで行われてきた調査、発掘調査も続けて、博物館で実施していた研究会なども引き続き行われるということか。

事務局 発掘調査の規模は縮小になるが、継続して実施する予定としている。

委員 調査を継続、組織も変わらずということだが、今までは世界遺産拡張登録に向けて事業を推進してきた。今回、拡張登録が難しい状況となったわけだが、今後の骨寺村荘園遺跡の調査事業、体制は何を目的に行うのか。将来的にどのように考えているのか。

事務局 骨寺村荘園遺跡は国の指定史跡、本寺の農村景観は国の重要文化的景観に選定されている。これの維持保存をしていくこと。また解明されていない史実を明らかにするための調査研究を続けていくことを想定している。

委員 繰り返しになるが、世界遺産がダメになった今、何を目的に調査を行うのか。地域の大切な文化財として、将来的にどのように位置付けていくのか。

事務局 昨年8月30日に世界遺産拡張登録についての首長会議があった。その中で三つの合意がなされた。そのうちの一つが柳之御所だけを推薦書に追加すること。二つ目が資産の価値向上と将来的な世界遺産への拡張登録を目的として、今後も調査研究を継続すること。最後三つ目は、今現在、世界遺産「平泉」の構成資産としている5資産を「ひらいずみ遺産」として、一体的な保存管理、調査研究、活用及び発信に取り組むとともに、当該資産を活用した文化観光の取組を推進していく、という三つの合意がされた。この方針に基づいて今後も進めていきたいと考えている。世界遺産に登録されるされないに関わらず、本寺地区の価値は変わらないので、保存活用に努め地域づくりに繋げていけたらと考えている。将来的な世界遺産登録に向けては、顕著な普遍的価値を今までの浄土で行くのか、文化的景観を切り口にしていくのかなど、関連する資産との調整もあり、今後も県、関係市町と相談しながら考えていく。ただし、すぐには方針は決まらないところ。

委員 4ページの埋蔵文化財包蔵地の試掘調査、工事立会で遺構や遺物は発見されたのか。また、発掘調査報告書の第40集、遺跡試掘調査報告書の内容はどうい

ったものか。

事務局 試掘調査、工事立会について、特に遺構や遺物は確認されていない。遺跡試掘調査の報告書については、過去に行った平成26年度から平成29年度までの試掘調査の報告になる。この時の調査内容を、写真データを添付しながら載せている。ページ数は少ないが、どんな調査をしたかの説明を行っている。試掘調査の報告書は、来年度以降も刊行していきたいと考えている。

委員 収蔵庫の集約化について、進捗状況を教えてほしい。また、統合後の閉校校舎を活用としていた計画について再考とは、どのように再考しているのか。

事務局 集約化についての進捗状況は、今年度は旧室根村役場庁舎の老朽化に伴い、解体されるため、一時的に資料を移動させた。保管施設の老朽化に伴って、緊急的に移動させる事案が何件か続いている状況。保管施設の個所数については変わっていない。計画の再考については、閉校校舎の産業用地優先とする市の方針があり、新たな保管場所を探しているという状況である。

委員 閉校校舎の産業用地優先とはどこで判断したのか。

事務局 財産管理を行う市長部局での判断である。

委員 骨寺村荘園遺跡について、駒形根神社では、遺構が確認されていないということだが、山王窟、慈恵塚では、遺構は確認されなかったのか。また、鉄磬について、中央部にある文字は、「大」ではなく「丈」とは読めないか。「大」で確定しているのか。

事務局 山王窟、慈恵塚について、今回の調査では遺構は全く見つかっていない。鉄磬の表面の字については、現時点では「大」であるとしているが確定はしていない。

(2) 令和6年度文化財保護行政の方針及び事業計画等について

資料に基づき事務局から説明を行った。以下、意見等。

委員 標柱、解説板の設置について、1基当たりの設置単価はいくらか。また、仕様について、概略を教えてほしい。

事務局 標柱の1基当たりの設置単価は、おおよそ11万円から13万円程度。今年度からは、15万円から17万円程度と値上がりしている状況である。解説板の1基当たりの設置単価は、17万円から18万円だったものが、20万円を超えている状況である。仕様については、アルミ製の板を使用している。

委員 埋蔵文化財包蔵地について、太陽光発電を設置するための照会が多いとのことだが、重要文化的景観に選定されている一関本寺の農村景観に該当するところは、太陽光発電とか携帯電話のアンテナ設置などを行う場合、何か規制があ

るのか。

事務局 文化的景観に関することについては、文化財保護法と景観法の規定により規制されている。太陽光発電のパネルや携帯電話基地局のアンテナ設置は、基本的には景観法の規定により規制されている。当市の景観計画では、本寺地区の景観計画についても定めているところであり、その中で規制をかけている。面積や高さなど、届出が必要な場合などは、事前の協議を都市整備課が行っており対応している。

委員 文化財保護法の改正により、自治体ごとに文化財保存活用地域計画を策定できることになっている。当市の場合、どのように進めていく予定か。

事務局 文化財保存活用地域計画の策定については、スケジュールや内容などに関して、内部で検討を始めているところである。一関本寺の農村景観保存活用計画の改定作業を令和6年度から行うため、こちらを優先して作業を行うこととなるが、文化財保存活用地域計画の策定に向けた内部協議を継続して行っていく予定である。

委員 文化財指定の推進について、前回もこの話題に触れたが大槻家関係資料の国指定に関連して大槻家宗家の文化財について、文化財価値からして市が指定するに値するものと思う。前は、検討するという回答だったと思うが、どのように進めていく計画か。大槻家関係資料が国指定となったこともあり、この機会に宗家の資料の指定を進めてほしいと思う。

事務局 明確に指定に向けた計画があるわけではないが、基本的には博物館と相談しつつ検討していくことになる。

委員 千葉胤秀旧宅に関連して、来年の2025年は胤秀生誕250年の節目の年である。博物館では企画展を実施すると思っている。また、県の和算研究会でも何か事業を行う可能性があると思う。全国の和算研究が進展しており、和算が注目を浴びている。全国的視野に立った事業の計画を行う必要があると感じている。全国を意識しての事業を展開していただきたいが、この胤秀旧宅の保存に関して、どのように保存していくのだという教育委員会の方針を示してほしい。財政的な理由は理解しているが、保存する意志や理念を強く示してほしい。これは、意見、要望である。

事務局 花泉町先人顕彰会、県南史談会や和算研究会の方々と意見交換を行いながら進めてまいりたいと考えている。

委員 意見だが、昨年度、世界遺産拡張登録について柳之御所のみを推薦書に加えるという結論が出されたが、骨寺村荘園遺跡を拡張登録にという話は100年計

画になったと思っている。実際、拡張登録にせよ新規登録にするにせよ、海外の専門家が認定するという図式だが、国内的にこれでいいんだという結論に達していても、国外での評価は違っている。実際に2008年に平泉が経験したこともである。今回、一つの節目となったことから、一度これまでの経過なりを市民が中心となって総括しなければならないと思う。この総括をなくして今後のことが見えてこないと思う。本来、市の文化財行政を見ると喫緊の課題がたくさんあるわけだが、2000年代には世界遺産に関連することが何でもありの状態であったと思う。そういう意味では、来年度以降一つの見直しをする好機ではないかと思う。この世界遺産登録の推進について、いつまでも政策方針に掲げ続けるのか。教育振興基本計画に従うという説明だったが、見直しをしなければならない時期だと思う。ご検討いただきたい。

10 担当課 教育委員会文化財課